

防災集団移転促進事業の概要

国土交通省 都市局 都市安全課
令和6年4月更新



防災集団移転促進事業の概要

自然災害が発生した地域又は災害のある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のある区域（※1）

※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

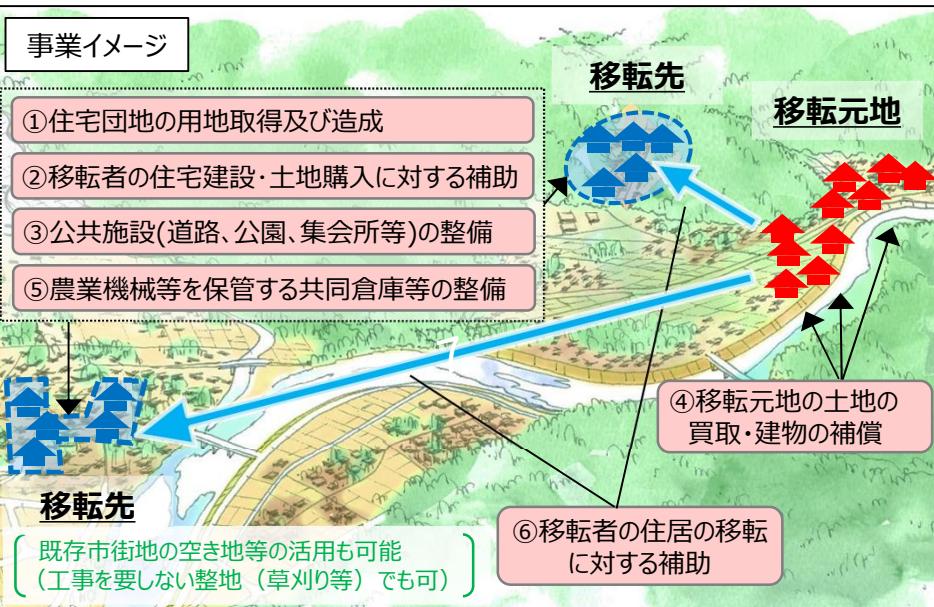
移転先（住宅団地）

5戸以上（※2）かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※2 ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上

浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域

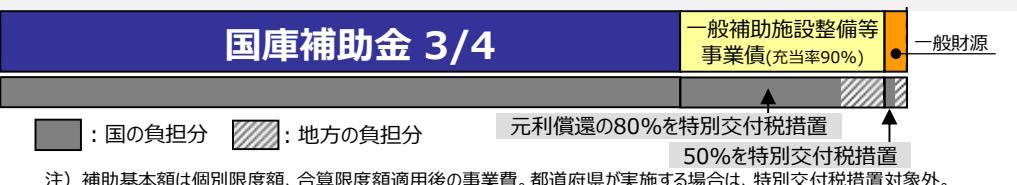
事業イメージ



【国庫補助】（補助率 ①～⑥：3/4, ⑦：1/2）

対象経費	補助対象経費区分	右以外の場合	事前移転の場合	
			※3	南海トラフ、日本海溝・千島海溝津波避難対策特別強化地域のうち、※4、※5において行う小規模かつ段階的移転の場合
補助対象経費（①～⑦）の合計	① 住宅団地の用地取得及び造成 (分譲の場合は補助対象外)	限度額有	合算限度額無し	合算限度額無し
	② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 (住宅ローンの利子相当額)	限度額有	限度額有	限度額有
	③ 住宅団地に係る公共施設の整備	限度額有	限度額有	限度額有
	④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	限度額無し	限度額有	限度額有
	⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	限度額有	限度額有	限度額有
	⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	限度額有	限度額有	限度額有
	⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	限度額無し	限度額無し	限度額無し
イ 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること ロ 移転元地防護のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること ハ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと				
ニ 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を含む地域（※移転者が保有する移転元地の住宅の用に供する建築物は移転後に除却）				
ホ 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）を含む地域であり、以下の要件を満たした市町村 ・地震発生後、概ね10分以内に高さ3m以上の津波到達が想定される市町村又は最大津波高さが25m以上と想定される市町村であって、50戸以上の住居が立地する地域				

補助基本額（事業費）に対する財源内訳



地方財政措置

1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）

その元利償還金の80%を特別交付税措置

注) 事業計画等の策定に必要な経費の適債性に関しては、財政部局と協議すること

2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置（⑦事業計画等の策定に必要な経費についても同様）

防災集団移転促進事業の活用実績

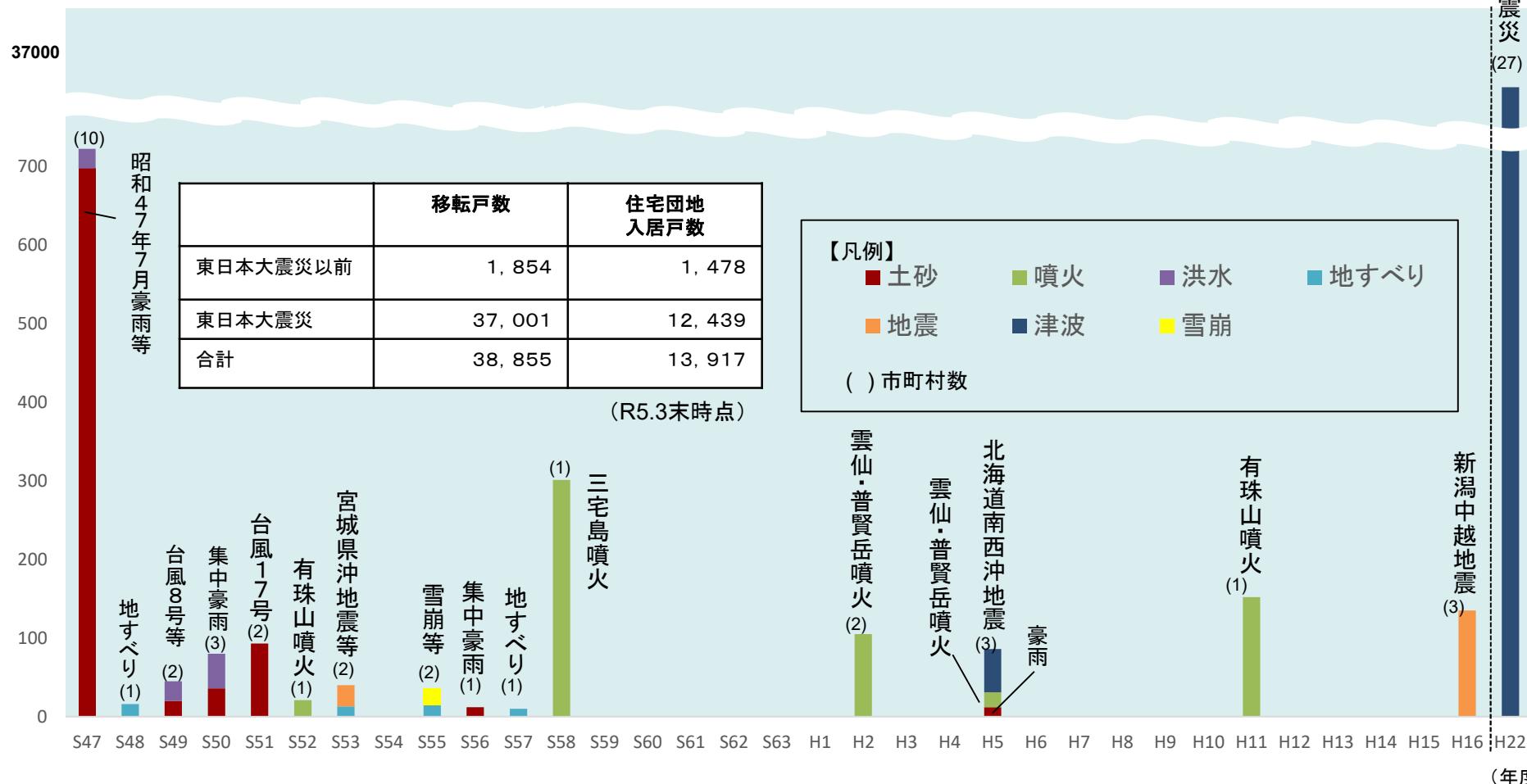
国土交通省 都市局 都市安全課
令和6年4月更新

防災集団移転促進事業の活用実績(災害発生後の移転)

○過去、防災集団移転事業の移転戸数は、S47～H16年度間で発生した災害により延べ35市町村（17都道県）、合計1,854戸。東日本大震災も含め、延べ62市町村（19都道県）、合計約3万9000戸。

※東日本大震災では、27市町村、295地区で約3万7千戸が移転。

【災害発生年度別の防災集団移転戸数】
(移転戸数)



防災集団移転促進事業の活用実績(災害発生後の移転)

- 住民の生命等を災害から保護するため、津波や水害、地震、噴火等、様々な災害により被災した地域からの、住居の集団移転を支援。昭和47年制度創設以来、62の市町村において約3万9000戸の住宅移転を実施。

東日本大震災（津波による移転）

津波被害を受けた市街地からの移転先として、高台に住宅団地を整備（岩手県宮古市）



被災した漁村の移転先を整備（宮城県塩釜市）



水害に起因した移転

浸水域から河岸段丘上に移転（青森県黒石市）



地震に起因した移転

中越地震の被災地から移転（新潟県小千谷市）



噴火に起因した移転

噴火による火碎流地域から移転（雲仙岳）



防災集団移転促進事業の活用実績(災害発生前の移転)

- 島根県美郷町港地区では、一級河川江の川の氾濫により過去2度の浸水被害を経験。
- 再度災害を防止するため、防災集団移転促進事業の活用により、災害リスクの高い地域から安全な高台へ事前移転することで、安全・安心な居住の確保を図る。
- (令和4年3月30日付け事業計画の大臣同意。令和4年度より事業着手市、令和5年度末に事業完了)
- 大規模な家屋被災を受けていない事前移転は全国初の事例。

位置図

美郷町

君谷川

浸水エリアの住居を高台に集団移転

5戸

19戸

移転先団地造成の状況

凡例

- : 移転対象エリア
- : 浸水エリア

令和2年7月浸水状況

平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨において、江の川支川の君谷川で「バックウォーター現象」が発生し、2度にわたる浸水被害が発生

江の川

君谷川

令和3年8月

活発な前線の影響により大雨をもたらし、再び浸水の危険が迫った

江の川

君谷川

再度災害を防止することが必要

安全な高台へ事前移転